

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可及び事業範囲の変更の許可並びに特別管理産業廃棄物処分業の許可及び事業範囲の変更の許可
根拠条例・規則等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項及び第 14 条の 5 第 1 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 平成 30 年 4 月 24 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	○収集運搬業 積替え保管を除くもの：45 日 積替え保管を含むもの：65 日 ○処分業 65 日
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 平成 30 年 4 月 24 日最終改正
備 考		